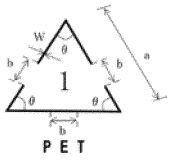
附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］は注記である。

様式一　［略］

様式二




ａ：一辺の長さ（６㎜以上）

ｂ：一辺の切れ目の幅

（0.2㎜以上ａの１／14未満）

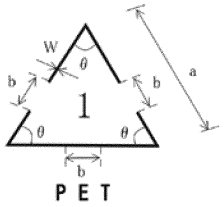
Ｗ：線の幅（0.5㎜以上）

θ：１つの角の大きさ（60°）

数字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する５ポイントの活字以上の大きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する４ポイントの活字以上の大きさとする。

様式三　［削る］




ａ：一辺の長さ（28㎜以上）

ｂ：一辺の切れ目の幅

（1.5㎜以上2.0㎜未満）

Ｗ：線の幅（2.8㎜以上）

θ：１つの角の大きさ（60°）

数字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する26ポイントの活字以上の大きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する17ポイントの活字以上の大きさとする。

様式一　［略］

様式二




ａ：一辺の長さ（15㎜以上）

ｂ：一辺の切れ目の幅

（0.7㎜以上1.1㎜未満）

Ｗ：線の幅（1.4㎜以上）

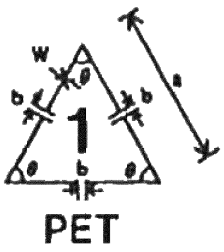
θ：１つの角の大きさ（60°）

数字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する13ポイントの活字以上の大きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する９ポイントの活字以上の大きさとする。

様式三　［略］

様式四




ａ：一辺の長さ（28㎜以上）

ｂ：一辺の切れ目の幅

（1.5㎜以上2.0㎜未満）

Ｗ：線の幅（2.8㎜以上）

θ：１つの角の大きさ（60°）

数字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する26ポイントの活字以上の大きさとする。

文字の大きさは、日本産業規格Ｚ8305に規定する17ポイントの活字以上の大きさとする。